

Ⅱ 就業支援

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク事業 ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て中の女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業（H15年度創設） ・令和3年度自治体実施率：89.1%（115／129） ・相談件数：92,765件 ・就職実人数：3,181人	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業（H17年度創設） ・令和3年度自治体実施率：67.5%（614／909） ・プログラム策定数：5,339件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金（H15年度創設） ・令和3年度自治体実施率：93.4%（849／909） ・支給件数：2,248件 ・就職件数：1,657件	地方公共団体が指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額（上限年額20万円（修学年数×40万円、最大160万円））を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金（H15年度創設） ・令和3年度自治体実施率：95.0%（864／909） ・総支給件数：7,774件（全ての修学年次を合計） ・資格取得者数：2,757人 （看護師 1,133人、准看護師 854人、保育士 171人、美容師 129人等） ・就職者数：2,092人 （看護師 1,002人、准看護師 468人、保育士 148人、美容師 100人等）	看護師など、経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金（月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円）、上限4年、課程修了までの最後の12か月は4万円加算）を支給する。
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（H27年度創設（補正）） ・貸付件数 入学準備金：1,193件 就職準備金：915件	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（H27年度創設） ・令和3年度自治体実施率：39.3%（363／909） ・事前相談：187件 支給件数：115件	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部（最大6割、上限15万円）を支給する。

（※）129自治体（都道府県、政令市、中核市の合計）、909自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計）

ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（１）

1 ハローワークによる支援

○ 母子家庭の母等の職業紹介状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
紹介件数	361,077件	317,449件	280,584件	242,952件	212,167件	187,846件	174,412件
就職件数	90,018件	83,100件	77,134件	70,127件	61,526件	51,593件	50,814件

○ マザーズハローワーク事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就職件数	75,297件	73,776件	72,659件	68,693件	65,038件	53,090件	55,889件

2 母子家庭等就業・自立支援センター事業

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合 計
令和3年度	47か所（100.0%）	20か所（100.0%）	48か所（77.4%）	115か所（89.1%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	79,852件	78,848件	75,537件	75,918件	87,241件	90,273件	92,765件
就職件数	5,523件	4,951件	5,412件	4,227件	3,891件	3,444件	3,181件

ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（２）

3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合 計
令和3年度	40か所 (85.1%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	509か所 (65.3%)	614か所 (67.5%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
策定件数	7,179件	6,970件	6,702件	6,195件	5,041件	4,933件	5,339件
就職件数	4,127件	3,658件	3,779件	3,500件	3,078件	2,963件	3,341件

4 自立支援教育訓練給付金（※１）

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合 計
令和3年度	47か所 (100.0%) ※2	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	721か所 (92.4%)	849か所 (93.4%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数	641件	816件	1,965件	2,591件	2,459件	2,031件	2,248件
就職件数	513件	637件	1,619件	2,183件	1,992件	1,540件	1,657件

ひとり親家庭に対する就業支援関係の実績（3）

5 高等職業訓練促進給付金（※1）

○ 実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合 計
令和3年度	47か所 (100.0%) ※2	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

○ 総支給件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総支給件数	5,768件	7,110件	7,312件	7,990件	7,348件	6,903件	7,774件

○ 資格取得者数及び就職件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資格取得者数	2,256件	2,475件	2,585件	2,647件	2,855件	2,701件	2,757件
就職件数	1,785件	1,920件	1,993件	2,106件	2,121件	2,088件	2,092件

（※1）「4 自立支援教育訓練給付金」及び「5 高等職業訓練促進給付金」は、平成28年度より、すくすくサポート・プロジェクトに基づき、支援を拡充。

（※2）都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

マザーズハローワーク事業の拡充

新型コロナウイルス感染症により離職を余儀なくされた子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、ハローワークの**専門支援窓口（マザーズコーナー）を拡充**するとともに、**専門相談員によるアウトリーチ型の支援を強化**する。
あわせて、**各種就職支援サービスのオンライン・デジタル化を推進**し、マザーズハローワークのサービスの向上を図る。

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充



拠点数

- ・マザーズハローワーク 21箇所
- ・マザーズコーナー 183箇所 → 185箇所（2箇所増）

実施体制

- ・職業相談員 233人 → 235人（2人増）
- ・就職支援ナビゲーター 298人 → 310人（12人増）
- ・求人者支援員 31人

支援内容

- ・求職者ニーズを踏まえたきめ細かな就職支援
求職者の状況に応じた再就職のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナー等により求職者ニーズを踏まえた就職支援を実施。
また、専門相談員を配置し、ひとり親に対するプライバシーに配慮した相談支援や、家族等の介護のために離職した者に対する仕事と介護が両立できる事業所への就職支援等を実施。
さらに、地域の子育て支援拠点（子育て中の女性の支援に取り組むNPO等）へのアウトリーチ型支援（出張相談、セミナー等）を実施。
- ・仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等
求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供。
- ・地方公共団体等との連携による保育関連情報等の収集・提供等
地方公共団体の保育行政等と連携し、保育所・子育て支援サービス等に関する情報等の収集・提供。
- ・子ども連れで来所しやすい環境の整備
キッズコーナー、ベビーチェアの設置、相談時の子どもの安全面に配慮した安全サポートスタッフの配置等、子ども連れで来所しやすい環境を整備。

マザーズハローワークの各種就職支援サービスのオンライン・デジタル化の推進

・オンラインマザーズハローワーク（モデル事業）

子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、主要なマザーズハローワーク（北海道、東京、大阪、愛知）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」をモデル実施。

・プッシュ型のイベント情報配信

全国のマザーズハローワークにおいて、SNSを活用して、就職面接会、子育て中の女性向け就職支援セミナー等のイベント情報等をプッシュ型で配信。

母子家庭等就業・自立支援事業【平成15年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- ひとり親家庭に対し、PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る「就業環境整備支援事業」を創設。
- 一般市事業についても専門的な支援が行われるよう、心理カウンセラー配置加算の適用など補助単価の拡充を図る。

2 事業の概要・スキーム

（1）母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
- 【1か所あたり最大9,430千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
- 【1か所あたり最大14,248千円】

在宅就業推進事業（H20～）

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
- 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業（H26～）

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
- 【1か所あたり2,802千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
- 【1か所あたり2,809千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
- 【1か所あたり最大25,368千円】

親子交流支援事業

- ・親子交流（面会交流）援助の実施等
- 【1か所あたり最大3,996千円】

心理カウンセラー等配置（R3～）

- ・心理担当職員の配置
- 【1か所あたり3,000千円】

新

就業環境整備支援事業【新規】

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
- 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業（H26～）

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
- 【1か所あたり2,300千円】

拡

（2）一般市等就業・自立支援事業【拡充】

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大20,634千円】
- 心理カウンセラー配置する場合 【1市町村あたり3,000千円】
- 在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合 【1市町村あたり2,880千円】

3 実施主体等

- 【実施主体】（1）都道府県・指定都市・中核市
（2）一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】令和3年度就業相談件数（延べ数）92,765件

【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (77.4%)	115か所 (89.1%)

ひとり親家庭の在宅就業推進事業（母子家庭等就業・自立支援事業の一部）【平成27年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 在宅での就業を希望するひとり親に対し、在宅業務を適切に行うために必要なノウハウ等を習得するための在宅就業コーディネーターによる支援を通じ、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する。
（在宅就業に必要な基本的なスキルの習得が必要な場合には、母子家庭等就業・自立支援センター事業で行われている訓練等を活用）

2 事業の概要・スキーム

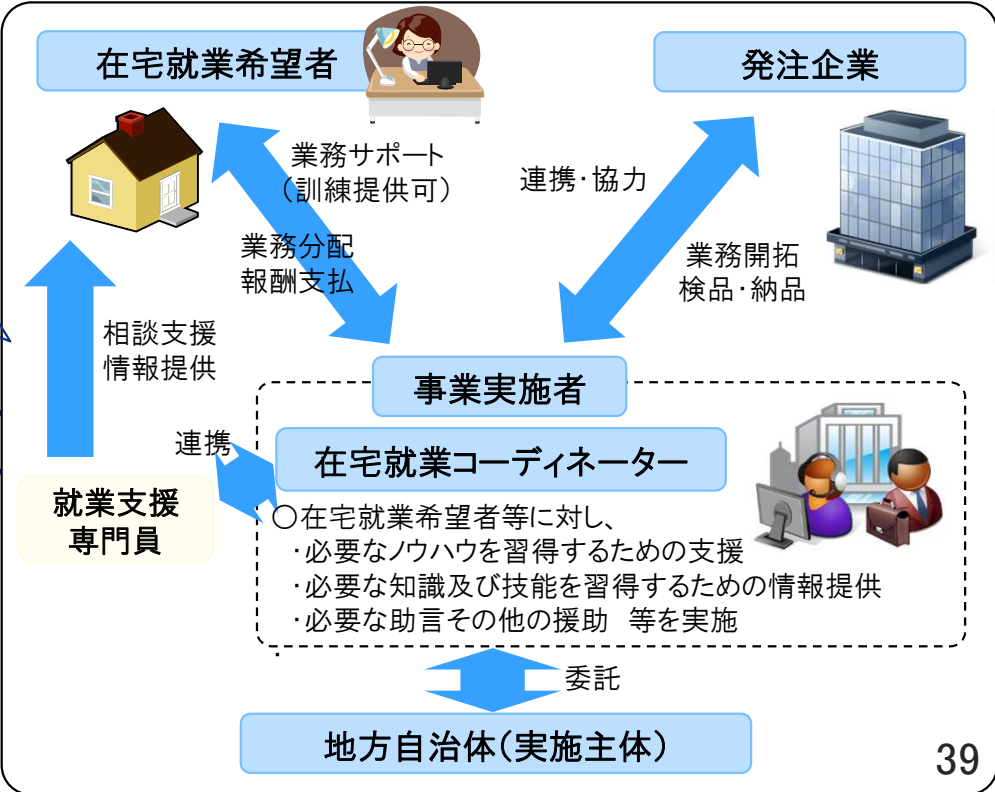
- 実施主体又は委託を受けた事業実施者は、在宅就業希望者等を対象としたセミナーや在宅就業者同士の情報共有に資するサロンの開催、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注、在宅就業者が納入した業務の検収と納品等を行う。
- 在宅就業コーディネーター（在宅就業に関する知識やひとり親家庭への自立支援に理解を有する者等）を配置し、発注業者との契約締結の方法や業務スケジュールの管理等在宅就業者へのサポートを行う。

- ・ 事前に在宅就業希望者等からの相談に応じ、その者が望む在宅就業の形態等を聞き取り、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、一定の知識や技術等を有することを確認する。
- ・ 在宅就業希望者等と請負契約を結んだ上で、発注、報酬の支払いを行う。その際、在宅業務の内容、実施方法（業務の作業手順等）等の説明を行う。
- ・ 事業実施者及び発注企業のインセンティブを高めるため、支援対象者数等に連動した委託費の支払や多数の業務を発注した企業の公表を行う。

3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村
- 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2
- 【補助単価】 1センターあたり2,000千円、
支援対象者に応じて3,000千円～9,000千円の加算
- 【R3実施か所】 7都県市区（青森県、東京都、大阪市、八戸市、八王子市、横須賀市、練馬区）

（注）下線の都県区は、在宅就業コーディネーターを配置



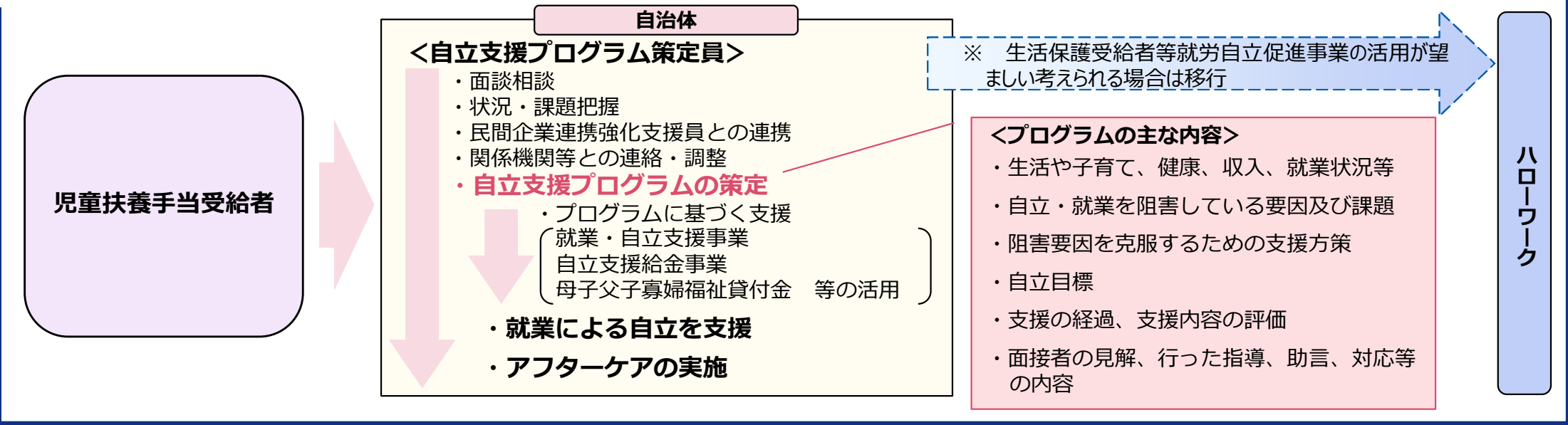
母子・父子自立支援プログラム策定事業【平成17年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村
- 【補助率】国10/10
- 【補助単価】
 - 1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
 - キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	40か所 (85.1%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	509か所 (65.3%)	614か所 (67.5%)

(注)（）内は、都道府県、市等における実施割合。

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和3年度	5,339件	3,341件

ひとり親家庭の就労に資する訓練受講支援・訓練受講中の生活費支援

ハローワークに申込			自治体のひとり親家庭支援窓口に申込		
	公共職業訓練	求職者支援制度	教育訓練給付	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金
対象	ハローワークの求職者かつ、 主に雇用保険受給者 主に雇用保険を受給できない方		在職者又は原則、離職後1年以内の方で、 雇用保険の被保険者期間3年以上の方	児童扶養手当受給者または 同等の所得水準にある方	
期間	1か月(※)～2年	2週間(※)～6月	概ね1か月～4年	概ね1か月～4年	6か月(※)～4年 ※令和5年度末まで
受講費	1～2か月コースを創設 ※令和2年2月から令和6年3月末まで 無料(テキスト代等除く)		■専門実践教育訓練給付(中長期的キャリア形成):受講費用の50%を支給(上限年間40万円) ※修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給 (総支給額最大224万円) ■特定一般教育訓練給付(早期再就職・キャリア形成):受講費用の40%を支給(上限20万円) ■一般教育訓練給付(上記以外):受講費用の20%を支給(上限10万円)	■受講費の60%を支給 (上限年間20万円(教育訓練給付の対象講座を受講する場合は、上限年間40万円、総支給額最大4年160万円)) ※教育訓練給付と差額支給可	※教育訓練給付・自立支援教育訓練給付金と併給可能
生活費	■基本手当+通所手当+寄宿手当 ■基本手当日額は年齢や離職時賃金によって異なる ■本人収入が月収8万円以下等、一定の要件を満たす場合、職業訓練受講給付金(月10万円)+通所手当+寄宿手当 ■総支給額最大2年240万円+通所手当+寄宿手当		■教育訓練支援給付金(中長期的キャリア形成):雇用保険の基本手当日額の80%を支給 ※専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の離職者に限る。 ※令和6年度末までの暫定措置	■修学期間中、月10万円 (住民税課税世帯月70,500円)を支給 ■修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算 ■年額上限168万円、総支給額最大4年528万円	
訓練内容例	■Word・Excel等の基礎 ■ものづくり分野(金属加工科、住環境計画科等) ■事務系、介護系、情報系等		■介護系(介護福祉サービス科等) ■情報系(ソフトウェアプログラマー養成科等) ■趣味的・教養的または入門的・基礎的な水準のもの等以外で、厚生労働大臣が指定する教育訓練	■主に教育訓練給付の対象となる教育訓練 ■看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等	

オンライン訓練の設定を促進

自立支援教育訓練給付金【平成15年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

<支給内容>

- 1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※令和4年度より、上限額を引き上げ
 - 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 3／4、都道府県等 1／4

【事業実績】

令和3年度支給件数 2,248件
令和3年度就業実績 1,657件

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	721か所 (92.4%)	849か所 (93.4%)

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。
※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

拡

※ 令和5年度末まで、訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を延長。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等

拡

※ 令和5年度末まで、対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を延長。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和3年度総支給件数】7,774件（全ての修学年次を合計）

【令和3年度資格取得者数】2,757人（看護師1,133人、准看護師845人、保育士171人、美容師129人など）

【令和3年度就職者数】2,092人（看護師1,002人、准看護師468人、保育士148人、美容師100人など）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

高等職業訓練促進給付金 事業実績

○総支給件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総支給件数	5,768件	7,110件	7,312件	7,990件	7,348件	6,903件	7,774件

○資格取得者数及び就職件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資格取得者数	2,256件	2,475件	2,585件	2,647件	2,855件	2,701件	2,757件
就職件数	1,785件	1,920件	1,993件	2,106件	2,121件	2,088件	2,092件

○資格取得の状況(令和3年度実績)

	資格取得者数 (カッコ内は割合)		資格取得者のうち就業に結びついた人数		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
看護師	1,133人 (41.1)	1,002人	957人	43人	2人
准看護師	845人 (30.6)	468人	399人	66人	3人
保育士	171人 (6.2)	148人	117人	28人	3人
介護福祉士	40人 (1.5)	36人	27人	8人	1人
作業療法士	11人 (0.4)	9人	9人	0人	0人
理学療法士	16人 (0.6)	14人	12人	2人	0人
歯科衛生士	76人 (2.8)	69人	58人	11人	0人
美容師	129人 (4.7)	100人	50人	35人	15人
社会福祉士	91人 (3.3)	57人	44人	12人	1人
IT関係等(拡充分)	111人 (4.0)	90人	57人	31人	2人
その他	134人 (4.9)	99人	72人	20人	7人
合 計	2,757人 (100.0)	2,092人	1,802人	256人	34人

公共職業訓練の概要

国及び都道府県は、**離職者、在職者、及び学卒者に対する公共職業訓練**を実施しています。

* 国及び都道府県の責務:「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。(職業能力開発促進法第4条2項)

離職者訓練

(1)対象:ハローワークの求職者(無料
(テキスト代等は実費負担))

(2)訓練期間:概ね3月～2年

(3)主な訓練コース例
((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)

○施設内訓練

テクニカルオペレーション科、電気設備技術科、住環境計画科 等



在職者訓練

(1)対象:在職労働者(有料)

(2)訓練期間:概ね2日～5日

(3)主な訓練コース例
((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)
難削材の切削加工技術、
製造現場における問題発見改善手法、
実践被覆アーク溶接 等



学卒者訓練

(1)対象:高等学校卒業者等(有料)

(2)訓練期間:1年又は2年

(3)主な訓練コース例
((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)

【専門課程】

生産技術科、電子情報技術科、電気エネルギー制御科 等

【応用課程】

生産機械システム技術科、建築施工システム技術科 等



令和3年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
離職者訓練	108,150	-	25,265	-	82,885	-
うち施設内	31,787	86.1%	25,217	87.4%	6,570	82.5%
うち委託	76,363	73.0%	48	47.9%	76,315	73.1%
在職者訓練	92,467	-	54,220	-	38,247	-
学卒者訓練	15,841	96.5%	5,554	99.2%	10,287	95.5%
合計	216,458	-	85,039	-	131,419	-

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**収入が一定額以下の場合**は、**在職中に**給付金を受給しながら、**訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ 制度活用の要件

訓練受講の要件 A	● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ● 労働の意思と能力があること ● 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 B	● 本人収入が月8万円以下（シフト制で働く者などは月12万円以下）（*） ● 世帯全体の収入が月40万円以下（*） ● 世帯全体の金融資産が300万円以下 ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 訓練の8割以上に出席している（*） ● 世帯に同時に給付金を受給している者がいない ● 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない

○ 主な対象者

* 令和5年3月末までの特例措置

給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職や社内での正社員転換を目指す方など
給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講） [Aのみ該当する者]	
離職者	親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された地域職業訓練実施計画に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練などを受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和5年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>2か月から4か月</u>	
	訓練分野	<u>ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科</u> など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>3か月から6か月</u> （就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ <u>シフト制の方などを対象とした訓練コースは2週間から</u> （令和5年3月末までの特例措置）	
	訓練分野	<u>IT</u>	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
		<u>営業・販売・事務</u>	OA経理事務科、営業販売科など
	訓練分野	<u>医療事務</u>	医療・介護事務科、調剤事務科など
		<u>介護福祉</u>	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
	訓練分野	<u>デザイン</u>	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
		<u>その他</u>	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	受講者数に応じて定額を支給 <u>6万円／人月</u>
実践コース	訓練修了者のうち、 <u>安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給</u> <u>60%以上：7万円／人月、35%以上60%未満：6万円／人月、35%未満：5万円／人月</u> ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円／人月、 30%以上55%未満：6万円／人月、30%未満：5万円以上／人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円（病気などのやむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、日割りで減額）（*）
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

[求職者支援資金融資]

* 令和5年3月末までの特例措置

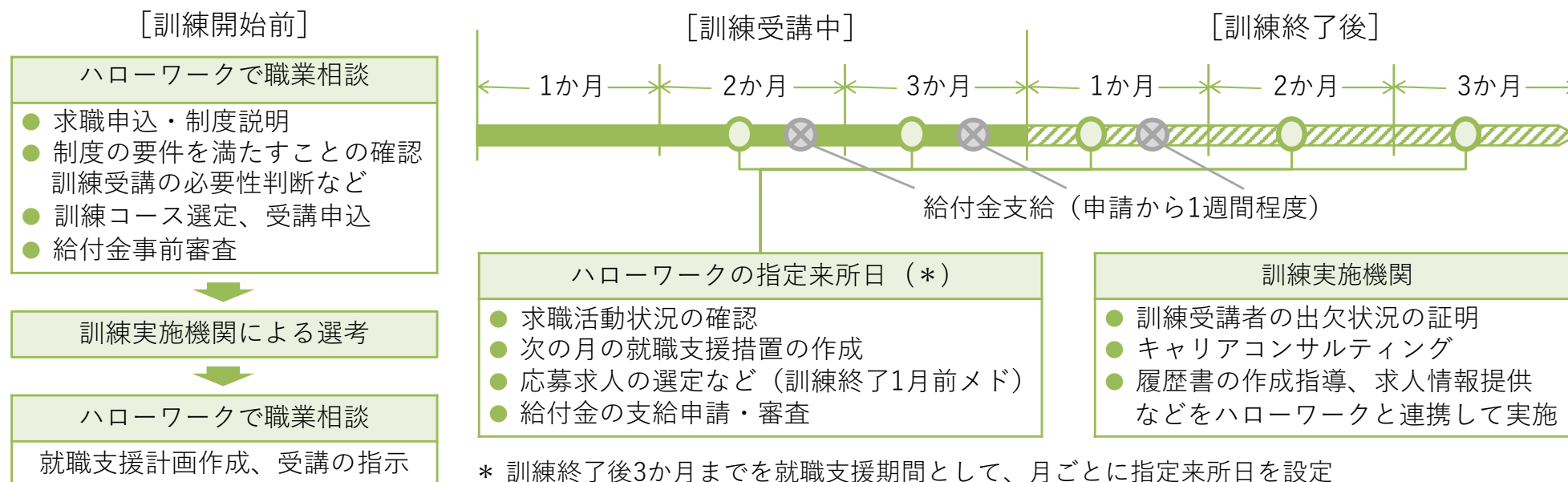
給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資

- ・ 貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・ 利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

○ 訓練受講者に対する就職支援

ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う

就職支援のながれ（3か月訓練の例）



教育訓練給付の概要

	専門実践教育訓練給付	特定一般教育訓練給付	一般教育訓練給付
給付内容	○ 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給。	○ 受講費用の40%（上限20万円）を受講修了後に支給。	○ 受講費用の20%（上限10万円）を受講修了後に支給。
受給要件	雇用保険の被保険者又は被保険者資格の喪失後1年以内（妊娠、出産等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最長20年以内）の者 上記に加え、雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上） 「給付金利用者向けパンフレット」（専門実践教育訓練） https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558050.pdf	上記に加え、雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上） 「給付金利用者向けパンフレット」（特定一般教育訓練） https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558063.pdf	上記に加え、雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上） 「給付金利用者向けパンフレット」（一般教育訓練） https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558048.pdf
対象講座指定要件	次の①～⑦の種類のいずれかに該当し、かつ、類型ごとの講座レベル要件及び講座期間・時間要件を満たすこと。 ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程（看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム（商業実務、経理・簿記等） ③ 専門職大学院（MBA等） ④ 職業実践力育成プログラム（子育て女性のリカレント課程等） ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITSSレベル3以上）（情報処理安全確保支援士等） ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座（AI、IoT等） ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次の①～③の種類のいずれかに該当し、かつ、類型ごとの講座レベル要件及び講座期間・時間要件を満たすこと。 ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む） ② 情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（120時間未満のITSSレベル3を含む） ③ 短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム ※ 講座時間・期間要件（原則） ・ 通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制：3ヶ月以上1年以内	次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、講座期間・時間要件を満たすもの。 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等） ※ 講座時間・期間要件（原則） ・ 通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制：3ヶ月以上1年以内
	現時点において厚生労働大臣の指定を受けている教育訓練講座は、「教育訓練講座検索システム」からご覧いただけます。 https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form		

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数

令和4年度第2次補正予算：3.6億円

1 事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

<貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

<返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

3 実施主体等

- 【実施主体】①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

- 【補助率】①の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
②の場合：定額（9／10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担

【貸付実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入学準備金（貸付件数）	1,977件	1,542件	1,290件	1,166件	915件
就職準備金（貸付件数）	821件	907件	889件	916件	702件

（注）平成27年度分は平成28年度に含まれる。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【平成27年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- 高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親の経済的負担を軽減するため、**負担割合の改善を図るとともに、新たに通学の場合の補助単価を創設**する

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<支給内容>

- （1）通信制の場合 **【拡充】**
 - ① 受講開始時給付金：受講費用の3割（上限7万5千円） ⇒ **4割（上限10万円）** **（拡）**
 - ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限10万円） ⇒ **1割（①と合わせて上限12万5千円）**
 - ③ 合格時給付金：受講費用の2割（①②と合わせて上限15万円） ⇒ **1割（①②と合わせて上限15万円）**
- （2）通学又は通学及び通信併用の場合 **【新規】** **（新）**
 - ① 受講開始時給付金：受講費用の **4割（上限20万円）**
 - ② 受講修了時給付金：受講費用の **1割（①と合わせて上限25万円）**
 - ③ 合格時給付金：受講費用の **1割（①②と合わせて上限30万円）**

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【R3実施自治体数】363自治体

【R3支給実績】事前相談：187人 支給者数：115人

令和5年度当初予算：35百万円

1 事業の目的

- 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、ひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 情報収集・管理業務

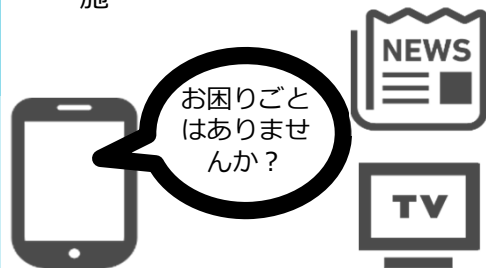
- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況 等

(3) その他業務

- ・ 上記のほか、必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

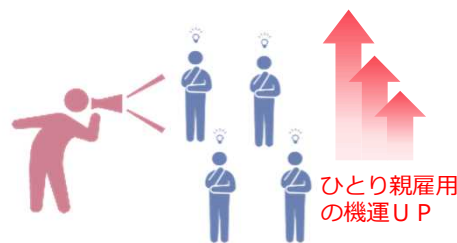
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

2 ひとり親の雇用に理解の企業の情報

- 1 ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- 2 優良企業表彰を受けた企業の取り組みを掲載

ひとり親雇用の機運を高める

3 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 2 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、令和4（2022）年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰した。

【令和4年度表彰企業】

社会医療法人ペガサス（大阪府堺市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24516.html

社会医療法人ペガサス 様

(大阪府堺市/医療・介護・福祉事業)

ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

ひとり親・子育て世帯の家庭の事情などにより特定の時間に働くことが難しい職員の仕事とプライベートを両立するための、ワーク・ライフ・バランスを推進しています。
ワーク・ライフ・バランスに係る諸制度が円滑に運用されるよう専門部署を設置し、さらに制度利用者が次の利用者へメリットを伝えるなどすることで好循環が生まれることを目指しています。

具体的な取り組み

- 職員の相談に様々な分野で対応できるよう、人事課・庶務課・厚生課・健康保険組合等を集約した相談窓口を設置しています。
- 資格取得を目指した講座に係る受講料の一部負担や法人独自の認定資格を取得された方への資格手当の支給を行っています。
- 子どもの看護休暇や育児短時間勤務等の休暇制度を充実させるとともに、院内保育所及び学童保育を設置しています。



ひとり親の雇用状況

- 全従業員に占めるひとり親の割合 …6.7%
- 全従業員に占める正社員であるひとり親の割合 …5.6%
- ひとり親家庭の親の平均勤続年数 …7年10か月

☆社会医療法人ペガサスからのメッセージ☆

医療・介護・福祉・保育事業は、人と人との触れ合うことで成り立ちます。だからこそ、人が集まる職場でなくてはならないと考え、多様な人が、多様な仕事を分け合う体制づくりをしています。

ひとり親の就労促進のための事業者向けリーフレット

事業主の
皆さまへ

「ひとり親」の就労をご支援ください 助成金制度と母子・父子福祉団体等のご紹介

母子家庭の母等や父子家庭の父（ひとり親）は、子育てと生計の維持を一人で担うため、就職をしようとした時に、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

事業主の皆さまには、助成金制度や、母子・父子福祉団体等への業務外注を活用し、ひとり親就労についてご支援いただきますようお願いいたします。

国と地方公共団体は、平成25年3月1日施行「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れるなどの協力を要請しています。また、平成27年12月には政府として「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をまとめました。

ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワーク※1や「母子家庭等就業・自立支援センター」※2に求人情報の提供をお願いします。

支援するメリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献できます。
- ひとり親を雇用する事業主は、下記の助成金を活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金（令和3年度）

助成金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、最寄りのハローワーク※1または都道府県労働局※3にお問い合わせください。

■特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。

	中小企業	中小企業以外
短時間労働者以外	60万円	50万円
短時間労働者	40万円	30万円

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

■トライアル雇用助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試用雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大5万円（最長3か月間）の助成金を支給します。

■キャリアアップ助成金の加算

正社員化コースを実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金が加算されます。

「特定求職者雇用開発助成金」と「トライアル雇用助成金」は併用できます。

※1～3の詳しい情報や問い合わせ先は、裏面に記載しています。

母子・父子福祉団体等への業務発注にご協力ください

母子・父子福祉団体とは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく、ひとり親家庭と寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。母子・父子福祉団体は、母子家庭等就業・自立支援センターの運営をはじめ、育児・子育て関連業務や講習会・セミナーの運営などの経験、スタッフともに豊富です（団体により業務内容は異なります）。

母子・父子福祉団体のほかにも、ひとり親家庭の支援を目的とした特定非営利法人（NPO）が多数あり、さまざまな事業を行っています。これらの団体への積極的な発注をお願いします。

支援するメリット

- 地元の母子・父子福祉団体等を活用することで、地域に密着した事業運営を行うことができます。
- ひとり親家庭の就業促進を通して、地域・社会に貢献できます。

母子・父子福祉団体等で行っている事業の例

全国の母子・父子福祉団体等が行う事業の例です。各団体が実施している事業内容や受注できる事業には、各都道府県・指定都市にある母子・父子福祉団体にご確認ください。

各地で実施している事業は、（一財）全国母子寡婦福祉団体協議会※4でも確認できます。

育児・子育て関連	託児サービス / 親子のふれあい交流 / 児童の訪問援助
講習会・セミナー・相談会の運営・開催	パソコン教室の運営・講習会 / 地域の学習教室 就職準備・離職職セミナー / 養育費相談 キャリアカウンセリング相談 / 日常生活の相談 / 法律相談
店舗・自動販売機の設置	自動販売機の設置 / 売店の管理運営 / カフェの運営
施設の運営管理	清掃 / 職員寮などの管理 / 児童館の運営管理
地域の安心確保	地域の見守り / 市民共働型の自転車利用適正化事業
事務委託	資料・パンフレットなどの封入・配送 / 会議の議事録作成
地方自治体からの受託による事業	母子家庭等就業・自立支援センターの運営 日常生活支援事業の実施 / 自立支援プログラムの策定 母子生活支援施設の運営 / 母子福祉センターの管理運営 母子家庭等就業支援講習会の実施 / 在宅就業支援 面会交流支援など

このリーフレットに関する詳しい情報・お問い合わせ先

※1 全国のハローワーク一覧（求人情報、助成金）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

※2 母子家庭等就業・自立支援センター一覧（求人情報）

ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。
（都道府県、政令指定都市、中核市に設置）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000697704.pdf>

※3 都道府県労働局一覧（助成金）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

※4 （一財）全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページ（母子・父子団体等の事業）

<http://zenbo.org/>

